

回 覧

高生環境第 1 号
平成 31 年 4 月 1 日

高森町民の皆様へ

高森町長 草村 大成
(公 印 省 略)

高森温泉館入館料回数券払戻しの実施について（お知らせ）

この度高森温泉館は、平成 31 年 3 月 31 日をもって、直営による営業を終了し休館となりました。

長年にわたり、高森温泉館運営につきましてご理解・ご協力を賜り、また、ご利用を頂き誠にありがとうございました。

さて、先般より、高森温泉館入館料回数券について、高森ポイントチャンネルでの説明や文字放送、及び、高森町ホームページにて、資金決済法（第 20 条 1 項）に基づき、ご使用できなかった回数券の払戻しを行う旨の周知をしております。

これまで、度重なる情報の訂正が生じたことに対し、深くお詫び申し上げます。

つきましては、下記により払戻しを行っておりますのでお知らせ致します。

記

- 1.払戻期限：令和元年 5 月 24 日（金）まで
- 2.払戻場所：高森町役場生活環境課（庁舎 2 階）
- 3.受付時間：月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前 8 時 30 分から
午後 5 時まで
- 3.払戻対象：高森温泉館入館料回数券をお持ちの方
※優待券・無料券などは対象外となります
- 4.持 参 品：高森温泉館入館料回数券・印鑑（認めで可）
- 5.払戻方法：高森温泉館入館料回数券と引換えに現金にてお支払いします
- 6.そ の 他：期限内に払戻しを受けないと無効（除斥）となります
詳しくは、高森町役場生活環境課にお問合せ下さい

お問合せ先 高森町役場生活環境課
電話 0967-62-2225